

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和4年10月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注																				
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (167単位)	所業時間が20分から起算して25分を増すごとに+57単位(20分単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100 特定事業所加算 (V) +5/100	共生型訪問介護を行う場合	「特別地域訪問介護加算」	「中山間地域等における小規模事業者加算」	「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」	緊急時訪問介護加算																			
		(2) 20分以上30分未満 (250単位)																												
		(3) 30分以上1時間未満 (396単位)																												
		(4) 1時間以上 (579単位に30分を増すごとに +84単位)																												
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)										+15/100	+10/100	+5/100	指定居宅介護事業所で障害者等介護従業者が研修研修を終了した場合は、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者が研修研修を終了した場合は、これ以上のサービスを行う場合 ×90/100 指定重症訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×93/100	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×93/100	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×93/100	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×93/100	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×93/100										
		(2) 45分以上 (225単位)																												
	ハ 通院等乗降介助 (1回につき 99単位)																													
	ニ 初回加算 (1月につき +200単位)																													
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位)																													
	(2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)																													
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)																													
	(2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)																													
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																												
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000)																													
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000)																													
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																												
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)																													
ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																												

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業者加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算前の単位数を算入
※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,260単位)	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
		×95/100	×90/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算
	(2) 30分未満 (470単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (398単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	×99/100	注看護師による訪問が1回でもある場合				+800単位					1月につき訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位	-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)													
チ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合 (1)イ及びロを算定する場合 (2)ハを算定する場合			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +3単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +25単位)									

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合			
	介護老人保健施設の場合							+15/100	+10/100	+5/100	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位
	介護医療院の場合							事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100				リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき +213単位
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)												
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			(1)サービス提供体制強化加算(I)									
			(2)サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +3単位)									

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(I) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(II) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
基本部分	利用者の数	医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護士、介護福祉士の数が基準に満たない場合	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合	理学療法士・作業療法士の活用体制強化加算	7時間以上8時間未満の通所介護サービス利用者の削減による生活支援を行う場合	ハビテーション提供体制加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入居介助加算(Ⅰ)	入居介助加算(Ⅱ)	リハビリテーションメニュー加算(A)	リハビリテーションメニューメニュー加算(B)	短期集中介護サービス実施加算	認知症短期集中介護サービス実施加算(Ⅰ)	認知症短期集中介護サービス実施加算(Ⅱ)	生活行為向上介護サービス実施加算	若年性認知症利用者受入加算	来客アクセスメント加算	乗降改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	重度寝違え管理加算	中重度者ケア体制加算	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者が同一建物から利用者になる場合に適用される介護サービスを行う場合	事業所が送迎を行う場合		
	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士	介護士

移行支援加算	(1) 1日につき 12単位を加算
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×47/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×19/1000)
介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)
介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×10/1000)

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、この単位数を算入

8 短期入所生活介護費

基本部分		単	単	単	単	単	単	単	単	単	単	単	単	単	単	単		
介護を行う職員の数従事者が不在の場合		利用者の数又は利用者の数に算入しない場合	介護職員が不在の場合	単独のユニットリーダー・ユニット長に相当する職員の不在による場合	入居者1名以上の生活介護を受ける場合	生活介護(Ⅰ)と生活介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合	療養介護(Ⅰ)と療養介護(Ⅱ)を併せて受ける場合		
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜夜間型＞	要介護1 (638 単位)	要介護2 (707 単位)	要介護3 (776 単位)	要介護4 (847 単位)	要介護5 (916 単位)											
		(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床型＞	要介護1 (638 単位)	要介護2 (707 単位)	要介護3 (776 単位)	要介護4 (847 単位)	要介護5 (916 単位)											
		(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜夜間型＞	要介護1 (638 単位)	要介護2 (707 単位)	要介護3 (776 単位)	要介護4 (847 単位)	要介護5 (916 単位)											
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床型＞	要介護1 (638 単位)	要介護2 (707 単位)	要介護3 (776 単位)	要介護4 (847 単位)	要介護5 (916 単位)											
ロ ユニタ型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	要介護1 (806 単位)	要介護2 (881 単位)	要介護3 (956 単位)	要介護4 (1,031 単位)	要介護5 (1,107 単位)											
		(二) 総合的単独型ユニット型短期入所生活介護費	要介護1 (738 単位)	要介護2 (806 単位)	要介護3 (881 単位)	要介護4 (956 単位)	要介護5 (1,031 単位)											
		(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	要介護1 (764 単位)	要介護2 (838 単位)	要介護3 (912 単位)	要介護4 (986 単位)	要介護5 (1,060 単位)											
		(二) 総合的併設型ユニット型短期入所生活介護費	要介護1 (696 単位)	要介護2 (764 単位)	要介護3 (838 単位)	要介護4 (912 単位)	要介護5 (986 単位)											
ハ 療養費加算	(1日につき 8単位を加算(1日に30日を限度))																	
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合	(1日につき 421単位を加算)																
	(2) 看護体制加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している場合	(1日につき 417単位を加算)																
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合	(1日につき 413単位を加算)																
	(4) 看護体制加算を算定していない場合	(1日につき 425単位を加算)																
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)																
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)																
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×83/1000)																
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×80/1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×90/1000)																
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×27/1000)																
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)																
イ 介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×16/1000)																	

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																
項目	内容	単位数	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【基本型】	要介護1 (752単位) 要介護2 (799単位) 要介護3 (881単位) 要介護4 (914単位) 要介護5 (966単位)	×97/100	×70/100	×70/100																								
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <在宅型個室>【在宅強化型】	要介護1 (867単位) 要介護2 (890単位) 要介護3 (938単位) 要介護4 (988単位) 要介護5 (1,044単位)																											
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <多床室>【基本型】	要介護1 (827単位) 要介護2 (876単位) 要介護3 (939単位) 要介護4 (991単位) 要介護5 (1,045単位)																											
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (876単位) 要介護2 (951単位) 要介護3 (1,014単位) 要介護4 (1,071単位) 要介護5 (1,129単位)																											
		(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <常勤型看護:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】													要介護1 (861単位) 要介護2 (876単位) 要介護3 (1,054単位) 要介護4 (1,131単位) 要介護5 (857単位)														
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】													要介護1 (841単位) 要介護2 (1,057単位) 要介護3 (1,136単位) 要介護4 (1,210単位) 要介護5 (778単位)														
			(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <常勤型看護:看護オンコール体制>													a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (855単位) 要介護2 (850単位) 要介護3 (1,106単位) 要介護4 (1,103単位) 要介護5 (857単位)													
																b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】	要介護1 (834単位) 要介護2 (1,029単位) 要介護3 (1,106単位) 要介護4 (1,183単位) 要介護5 (737単位)													
		(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>													要介護1 (846単位) 要介護2 (897単位) 要介護3 (948単位) 要介護4 (811単位) 要介護5 (860単位)														
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>													要介護1 (820単位) 要介護2 (871単位) 要介護3 (1,024単位) 要介護4 (833単位) 要介護5 (846単位)														
			(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)													(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【基本型】	要介護1 (879単位) 要介護2 (943単位) 要介護3 (997単位) 要介護4 (1,049単位) 要介護5 (879単位)	×97/100											
																	b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 (895単位) 要介護2 (1,018単位) 要介護3 (1,075単位) 要介護4 (1,133単位) 要介護5 (833単位)												
	c 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要介護1 (879単位) 要介護2 (943単位) 要介護3 (997単位) 要介護4 (1,049単位) 要介護5 (879単位)																												
	d 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要介護1 (879単位) 要介護2 (955単位) 要介護3 (1,018単位) 要介護4 (1,075単位) 要介護5 (1,133単位)																												
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <常勤型看護:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【療養型】		要介護1 (844単位) 要介護2 (1,026単位) 要介護3 (1,143単位) 要介護4 (1,221単位) 要介護5 (1,296単位)																										
b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【療養型】		要介護1 (844単位) 要介護2 (1,026単位) 要介護3 (1,143単位) 要介護4 (1,221単位) 要介護5 (1,296単位)																												
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <常勤型看護:看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【療養型】		要介護1 (816単位) 要介護2 (1,020単位) 要介護3 (1,116単位) 要介護4 (1,193単位) 要介護5 (1,269単位)																										
		b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【療養型】		要介護1 (844単位) 要介護2 (1,020単位) 要介護3 (1,116単位) 要介護4 (1,193単位) 要介護5 (1,269単位)																										
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (863単位) 要介護2 (824単位) 要介護3 (816単位) 要介護4 (977単位) 要介護5 (1,028単位)																												
	b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (863単位) 要介護2 (824単位) 要介護3 (977単位) 要介護4 (977単位) 要介護5 (1,028単位)																												
	(五) 3時間以上4時間未満 (650単位) (六) 4時間以上6時間未満 (908単位) (七) 6時間以上8時間未満 (1,269単位)																													
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費																														
注 特別療養費	(一) 療養体制維持特別加算 (I) (1日につき 27単位を加算) (二) 療養体制維持特別加算 (II) (1日につき 57単位を加算)																													
注 療養体制維持特別加算	(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)																													
(4) 総合医学管理加算	(1日につき 275単位を加算)																													
(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																													
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)																													
(7) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費 (1) 緊急時施設療養費 (1) (1日に3日を超えて1日に285.8単位を限度に) (二) 緊急時施設療養費 (2) 緊急時施設療養費 (2) (1日に3日を超えて1日に285.8単位を限度に) (三) 特定加算 (1日に3日を超えて1日に285.8単位を限度に)																													
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)																													
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位数×39/1,000) (二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位数×29/1,000) (三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位数×16/1,000)																													
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位数×21/1,000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位数×17/1,000)																													
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×8/1,000)																													

注: 「特別療養費」、「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の見算項目

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		基本部分以外に算入される療養費等	認定施設等	認定施設等	認定施設等	認定施設等	認定施設等	認定施設等	認定施設等	認定施設等	認定施設等	認定施設等	認定施設等
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (イ) <従来型個室>	単介1 (708 単位)	x70/100	x90/100	x90/100	x97/100	病院療養病床療養標準単位数 x25 単位	-12 単位	+200 単位 (7日間標準)	+80 単位 (7日/9夜を算入し、標準的な場合は14日) (看護)	+120 単位	+60 単位	
		単介2 (813 単位)											
		単介3 (1,042 単位)											
		単介4 (1,139 単位)											
		単介5 (1,227 単位)											
	b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ロ) <看護機能強化型>	単介1 (727 単位)											
		単介2 (836 単位)											
		単介3 (1,071 単位)											
		単介4 (1,171 単位)											
		単介5 (1,279 単位)											
	c 病院療養病床短期入所療養介護費 (ハ) <看護機能強化型>	単介1 (814 単位)											
		単介2 (921 単位)											
		単介3 (1,149 単位)											
		単介4 (1,247 単位)											
		単介5 (1,334 単位)											
d 病院療養病床短期入所療養介護費 (ニ) <多床室>	単介1 (849 単位)												
	単介2 (960 単位)												
	単介3 (1,199 単位)												
	単介4 (1,300 単位)												
	単介5 (1,391 単位)												
e 病院療養病床短期入所療養介護費 (ホ) <看護機能強化型>	単介1 (857 単位)												
	単介2 (976 単位)												
	単介3 (1,209 単位)												
	単介4 (1,308 単位)												
	単介5 (1,397 単位)												
f 病院療養病床短期入所療養介護費 (ヘ) <看護機能強化型>	単介1 (929 単位)												
	単介2 (1,048 単位)												
	単介3 (1,281 単位)												
	単介4 (1,380 単位)												
	単介5 (1,469 単位)												
g 病院療養病床短期入所療養介護費 (ヘ) <多床室>	単介1 (967 単位)												
	単介2 (1,086 単位)												
	単介3 (1,319 単位)												
	単介4 (1,418 単位)												
	単介5 (1,507 単位)												
h 病院療養病床短期入所療養介護費 (ロ) <看護機能強化型>	単介1 (959 単位)												
	単介2 (1,078 単位)												
	単介3 (1,311 単位)												
	単介4 (1,410 単位)												
	単介5 (1,500 単位)												
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (イ) <従来型個室>	単介1 (629 単位)	x70/100	x90/100	x90/100	x97/100	病院療養病床療養標準単位数 x25 単位	-12 単位	+200 単位 (7日間標準)	+80 単位 (7日/9夜を算入し、標準的な場合は14日) (看護)	+120 単位	+60 単位	
		単介2 (728 単位)											
		単介3 (961 単位)											
		単介4 (1,059 単位)											
		単介5 (1,147 単位)											
	b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ロ) <多床室>	単介1 (728 単位)											
		単介2 (847 単位)											
		単介3 (993 単位)											
		単介4 (1,146 単位)											
		単介5 (1,295 単位)											
	c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ハ) <看護機能強化型>	単介1 (824 単位)											
		単介2 (971 単位)											
		単介3 (1,204 単位)											
		単介4 (1,303 単位)											
		単介5 (1,392 単位)											
d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ニ) <多床室>	単介1 (825 単位)												
	単介2 (933 単位)												
	単介3 (1,166 単位)												
	単介4 (1,265 単位)												
	単介5 (1,354 単位)												
e 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ホ) <看護機能強化型>	単介1 (834 単位)												
	単介2 (953 単位)												
	単介3 (1,186 単位)												
	単介4 (1,285 単位)												
	単介5 (1,374 単位)												
f 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ヘ) <看護機能強化型>	単介1 (930 単位)												
	単介2 (1,049 単位)												
	単介3 (1,282 単位)												
	単介4 (1,381 単位)												
	単介5 (1,470 単位)												
g 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ヘ) <多床室>	単介1 (969 単位)												
	単介2 (1,088 単位)												
	単介3 (1,321 単位)												
	単介4 (1,420 単位)												
	単介5 (1,509 単位)												
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (イ) <ユニット型個室>	単介1 (835 単位)	x70/100	x90/100	x90/100	x97/100	病院療養病床療養標準単位数 x25 単位	-12 単位	+200 単位 (7日間標準)	+80 単位 (7日/9夜を算入し、標準的な場合は14日) (看護)	+120 単位	+60 単位	
		単介2 (943 単位)											
		単介3 (1,176 単位)											
		単介4 (1,275 単位)											
		単介5 (1,355 単位)											
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (ロ) <看護機能強化型>	単介1 (867 単位)											
		単介2 (975 単位)											
		単介3 (1,216 単位)											
		単介4 (1,317 単位)											
		単介5 (1,408 単位)											
	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (ハ) <看護機能強化型>	単介1 (955 単位)											
		単介2 (965 単位)											
		単介3 (1,201 単位)											
		単介4 (1,300 単位)											
		単介5 (1,390 単位)											
(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (イ) <ユニット型個室の多床室>	単介1 (835 単位)												
	単介2 (943 単位)												
	単介3 (1,176 単位)												
	単介4 (1,275 単位)												
	単介5 (1,355 単位)												
(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (ロ) <看護機能強化型>	単介1 (867 単位)												
	単介2 (975 単位)												
	単介3 (1,216 単位)												
	単介4 (1,317 単位)												
	単介5 (1,408 単位)												
(六) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (ハ) <看護機能強化型>	単介1 (955 単位)												
	単介2 (965 単位)												
	単介3 (1,201 単位)												
	単介4 (1,300 単位)												
	単介5 (1,390 単位)												
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	単介1 (839 単位)	x70/100	x90/100	x90/100	x97/100	病院療養病床療養標準単位数 x25 単位	-12 単位	+200 単位 (7日間標準)	+80 単位 (7日/9夜を算入し、標準的な場合は14日) (看護)	+120 単位	+60 単位	
		単介2 (943 単位)											
		単介3 (1,182 単位)											
		単介4 (1,281 単位)											
		単介5 (1,360 単位)											
	(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	単介1 (839 単位)											
		単介2 (943 単位)											
		単介3 (1,182 単位)											
		単介4 (1,281 単位)											
		単介5 (1,360 単位)											
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 8時間以上8時間未満	670 単位											
	(二) 4時間以上8時間未満	925 単位											
	(三) 6時間以上8時間未満	1,289 単位											
	(四) 8時間以上8時間未満	670 単位											
	(五) 4時間以上8時間未満	925 単位											
(六) 6時間以上8時間未満	1,289 単位												
(6) 療養費加算 (1日につき 8 単位を加算(1日に3回を限度))													
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3 単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4 単位を加算)											
(8) 特定診察費													
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22 単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18 単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6 単位を加算)											
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1日につき + 定率単位 x26 / 1,000)											
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1日につき + 定率単位 x19 / 1,000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1日につき + 定率単位 x10 / 1,000)											
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1日につき + 定率単位 x15 / 1,000)											
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1日につき + 定率単位 x11 / 1,000)											
	(三) 介護職員等特定処遇改善加算 (III)	(1日につき + 定率単位 x5 / 1,000)											
(12) 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算		(1日につき + 定率単位 x5 / 1,000)											

※ 「特定診察費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等処遇改善加算」は、支給額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 後払条件減算を適用する場合には、改訂勤務等管理加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	個室が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (690単位) 要介護2 (740単位) 要介護3 (789単位) 要介護4 (839単位) 要介護5 (889単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (717単位) 要介護2 (770単位) 要介護3 (822単位) 要介護4 (874単位) 要介護5 (926単位)							
		c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (708単位) 要介護2 (759単位) 要介護3 (810単位) 要介護4 (861単位) 要介護5 (913単位)							
		d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護1 (796単位) 要介護2 (846単位) 要介護3 (897単位) 要介護4 (945単位) 要介護5 (995単位)							
		e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829単位) 要介護2 (882単位) 要介護3 (934単位) 要介護4 (985単位) 要介護5 (1,037単位)							
		f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818単位) 要介護2 (870単位) 要介護3 (921単位) 要介護4 (971単位) 要介護5 (1,023単位)							
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (611単位) 要介護2 (656単位) 要介護3 (700単位) 要介護4 (746単位) 要介護5 (790単位)							
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (719単位) 要介護2 (763単位) 要介護3 (808単位) 要介護4 (853単位) 要介護5 (898単位)							
		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>							要介護1 (818単位) 要介護2 (869単位) 要介護3 (918単位) 要介護4 (967単位) 要介護5 (1,017単位)
			(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>							要介護1 (846単位) 要介護2 (899単位) 要介護3 (950単位) 要介護4 (1,001単位) 要介護5 (1,054単位)
			(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>							要介護1 (836単位) 要介護2 (888単位) 要介護3 (939単位) 要介護4 (989単位) 要介護5 (1,040単位)
			(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>							要介護1 (818単位) 要介護2 (869単位) 要介護3 (918単位) 要介護4 (967単位) 要介護5 (1,017単位)
(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (846単位) 要介護2 (899単位) 要介護3 (950単位) 要介護4 (1,001単位) 要介護5 (1,054単位)									
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (836単位) 要介護2 (888単位) 要介護3 (939単位) 要介護4 (989単位) 要介護5 (1,040単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (670単位) (二) 4時間以上6時間未満 (928単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,289単位)						+60単位			
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)									
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)									
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								

注 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,042 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護2 (1,108 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護2 (1,216 単位)								
		要介護3 (1,280 単位)									
		要介護4 (1,348 単位)									
		要介護5 (1,417 単位)									
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,150 単位)							
			要介護2 (1,216 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護2 (1,280 単位)								
		要介護3 (1,348 単位)									
		要介護4 (1,417 単位)									
		要介護5 (1,486 単位)									
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,055 単位)								
		要介護2 (1,124 単位)									
		要介護3 (1,193 単位)									
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護4 (1,260 単位)									
	要介護5 (1,329 単位)										
	要介護1 (1,094 単位)										
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護2 (1,163 単位)									
	要介護3 (1,230 単位)										
	要介護4 (1,302 単位)										
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護5 (1,369 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護1 (959 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護2 (1,025 単位)								
		要介護3 (1,091 単位)									
		要介護4 (1,158 単位)									
		要介護5 (1,224 単位)									
	一般病棟	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,066 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護3 (1,200 単位)								
		要介護4 (1,266 単位)									
		要介護5 (1,333 単位)									
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (942 単位)							
	要介護2 (1,008 単位)										
	要介護3 (1,073 単位)										
	(三) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護4 (1,139 単位)								
要介護5 (1,204 単位)											
要介護1 (1,049 単位)											
(四) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護2 (1,116 単位)									
	要介護3 (1,180 単位)										
	要介護4 (1,247 単位)										
(五) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護5 (1,312 単位)									
	要介護1 (881 単位)										
	要介護2 (947 単位)										
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護3 (1,013 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護4 (1,078 単位)								
		b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護5 (1,143 単位)								
		要介護1 (990 単位)									
		要介護2 (1,055 単位)									
		要介護3 (1,121 単位)									
	一般病棟	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護4 (1,186 単位)							
			要介護5 (1,251 単位)								
		b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (881 単位)								
		要介護2 (947 単位)									
		要介護3 (1,013 単位)									
		要介護4 (1,078 単位)									
	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護5 (1,143 単位)								
		要介護1 (990 単位)									
		要介護2 (1,055 単位)									
(三) 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護3 (1,121 単位)									
	要介護4 (1,186 単位)										
	要介護5 (1,251 単位)										
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)									
	(二) 4時間以上6時間未満	(927 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,288 単位)									
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1月につき +所定単位×10/1000)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×11/1000)									
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分				介護職員1名当りの標準的介護費	介護職員2名当りの標準的介護費	介護職員3名当りの標準的介護費	介護職員4名当りの標準的介護費	介護職員5名当りの標準的介護費	介護職員6名当りの標準的介護費	介護職員7名当りの標準的介護費	介護職員8名当りの標準的介護費	介護職員9名当りの標準的介護費	介護職員10名当りの標準的介護費	介護職員11名当りの標準的介護費	介護職員12名当りの標準的介護費	介護職員13名当りの標準的介護費	介護職員14名当りの標準的介護費	介護職員15名当りの標準的介護費	
(1) 1型介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	1型介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	1型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (814単位) 標準的介護費(2) (111単位) 標準的介護費(3) (1,214単位) 標準的介護費(4) (1,205単位)	×90/100															
		2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (885単位) 標準的介護費(2) (1,224単位) 標準的介護費(3) (1,215単位) 標準的介護費(4) (1,416単位)																
		3型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (752単位) 標準的介護費(2) (951単位) 標準的介護費(3) (1,056単位) 標準的介護費(4) (1,157単位)																
(2) 2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	1型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (814単位) 標準的介護費(2) (111単位) 標準的介護費(3) (1,214単位) 標準的介護費(4) (1,205単位)	×90/100															
		2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (885単位) 標準的介護費(2) (1,224単位) 標準的介護費(3) (1,215単位) 標準的介護費(4) (1,416単位)																
		3型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (752単位) 標準的介護費(2) (951単位) 標準的介護費(3) (1,056単位) 標準的介護費(4) (1,157単位)																
(3) 特別介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	特別介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	1型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (814単位) 標準的介護費(2) (111単位) 標準的介護費(3) (1,214単位) 標準的介護費(4) (1,205単位)	×90/100															
		2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (885単位) 標準的介護費(2) (1,224単位) 標準的介護費(3) (1,215単位) 標準的介護費(4) (1,416単位)																
		3型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (752単位) 標準的介護費(2) (951単位) 標準的介護費(3) (1,056単位) 標準的介護費(4) (1,157単位)																
(4) ユニオン型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	ユニオン型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	ユニオン型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)	×90/100															
		ユニオン型2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設の多床室>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)																
		ユニオン型3型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)																
(5) ユニオン型2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	ユニオン型2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	ユニオン型2型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)	×97/100															
		ユニオン型3型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設の多床室>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)																
		ユニオン型4型介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設の多床室>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)																
(6) ユニオン型特別介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	ユニオン型特別介護療養型施設短期入所療養介護費(1日につき)	ユニオン型1型特別介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)	×90/100															
		ユニオン型2型特別介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設の多床室>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)																
		ユニオン型3型特別介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <ユニオン型施設の多床室>	標準的介護費(1) (859単位) 標準的介護費(2) (1,058単位) 標準的介護費(3) (1,244単位) 標準的介護費(4) (1,235単位)																
(7) 特別介護療養型施設短期入所療養介護費	特別介護療養型施設短期入所療養介護費(1) <収容定数>	標準的介護費(1) (814単位) 標準的介護費(2) (111単位) 標準的介護費(3) (1,214単位) 標準的介護費(4) (1,205単位)	×90/100																
(8) 療養加算																			
(9) 緊急対応加算																			
(10) 認知症専門ケア加算																			
(11) 重要施設滞在療養加算																			
(12) 特別加算(※)																			
(13) サービス提供体制強化加算																			
(14) 介護職員処遇改善加算																			
(15) 介護職員等特定処遇改善加算																			
(16) 介護職員等一定の処遇向上等に関する加算																			
(17) 施設維持費加算																			

※ 施設勤務系加算を適用する場合は、夜間勤務等加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合は、(8)2を適用しない。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(I)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 (1,076単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 (539単位)					
			要介護3・4・5 (698単位)					
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 (323単位)					
			要介護3・4・5 (418単位)					
	(2)居宅介護支援費(II)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 (1,076単位)		+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 (522単位)					
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I) (1月につき +505単位)							
	(2) 特定事業所加算(II) (1月につき +407単位)							
	(3) 特定事業所加算(III) (1月につき +309単位)							
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +100単位)							
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(II) (1月につき +100単位)							
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(I)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(I)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(II)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(II)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(III) (+900単位)							
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)					

※居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。
 ※居宅介護支援費(II)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		運動を行う職員の数に条件差を課さない場合	入居者の初回入居定着を促す場合	医師、管理職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員が基準に満たない場合	有数のユニットリーダーをユニット制に配置していない等ユニットケアに於ける体制が未整備である場合	身体障害者止居実働員	安全管理体制未実施実働員	栄養管理の基準を定めていない場合	看護職員配置加算	医師職員の配置加算	医師職員の配置加算	医師職員の配置加算	医師職員の配置加算	医師職員の配置加算	医師職員の配置加算	医師職員の配置加算		
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	部分室1 (714 単位) 部分室2 (759 単位) 部分室3 (821 単位) 部分室4 (874 単位) 部分室5 (925 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-71 単位 -76 単位 -82 単位 -87 単位 -93 単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (過3名を 減算)	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位		
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜在宅強化型＞【在宅強化型】	部分室2 (825 単位) 部分室3 (890 単位) 部分室4 (945 単位) 部分室5 (1,003 単位) 部分室6 (1,065 単位)					-83 単位 -89 単位 -95 単位 -100 単位 -106 単位										
		(三) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞【基本型】	部分室1 (788 単位) 部分室2 (859 単位) 部分室3 (949 単位) 部分室4 (1,003 単位) 部分室5 (1,065 単位)					-84 単位 -90 単位 -99 単位 -105 単位 -113 単位										
		(四) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室＞【在宅強化型】	部分室2 (910 単位) 部分室3 (1,003 単位) 部分室4 (1,050 単位) 部分室5 (1,065 単位)					-91 単位 -100 単位 -103 単位 -109 単位										
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型多床・看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	部分室1 (922 単位) 部分室2 (935 単位) 部分室3 (1,013 単位) 部分室4 (1,059 単位) 部分室5 (1,165 単位)					-85 単位 -86 単位 -93 単位 -99 単位 -117 単位										
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	部分室1 (729 単位) 部分室2 (818 単位) 部分室3 (902 単位) 部分室4 (1,018 単位) 部分室5 (1,091 単位) 部分室6 (1,165 単位)					-74 単位 -82 単位 -91 単位 -102 単位 -109 単位 -117 単位										
		(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型多床・看護アソシエイト体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】					部分室1 (818 単位) 部分室2 (909 単位) 部分室3 (989 単位) 部分室4 (1,060 単位) 部分室5 (1,158 単位)									-82 単位 -91 単位 -99 単位 -106 単位 -114 単位	
			(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞【療養型】					部分室1 (818 単位) 部分室2 (909 単位) 部分室3 (989 単位) 部分室4 (1,060 単位) 部分室5 (1,158 単位)									-82 単位 -91 単位 -99 単位 -106 単位 -114 単位	
	(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜特別介護保健施設サービス費＞	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	部分室1 (860 単位) 部分室2 (897 単位) 部分室3 (953 単位) 部分室4 (997 単位) 部分室5 (1,072 単位)					-88 単位 -93 単位 -99 単位 -104 単位 -112 単位										
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	部分室1 (860 単位) 部分室2 (903 単位) 部分室3 (960 単位) 部分室4 (1,003 単位) 部分室5 (1,099 単位)					-88 単位 -93 単位 -99 単位 -104 単位 -112 単位										
		(1) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室＞【基本型】					部分室1 (841 単位) 部分室2 (894 単位) 部分室3 (956 単位) 部分室4 (1,009 単位) 部分室5 (841 単位)									-84 単位 -89 単位 -95 単位 -101 単位 -84 単位	
			(二) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室＞【在宅強化型】					部分室2 (915 単位) 部分室3 (978 単位) 部分室4 (1,039 単位) 部分室5 (1,090 単位)									-92 単位 -98 単位 -104 単位 -109 単位	
	ロ ユニタ型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(三) 経済的ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【基本型】					部分室1 (841 単位) 部分室2 (915 単位) 部分室3 (978 単位) 部分室4 (1,039 単位) 部分室5 (1,090 単位)									-84 単位 -92 単位 -98 単位 -104 単位 -109 単位	
			(四) 経済的ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【在宅強化型】					部分室1 (841 単位) 部分室2 (915 単位) 部分室3 (978 単位) 部分室4 (1,039 単位) 部分室5 (1,090 単位)									-84 単位 -92 単位 -98 単位 -104 単位 -109 単位	
			(2) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型多床・看護職員を配置＞					(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞【療養型】									部分室1 (987 単位) 部分室2 (1,100 単位) 部分室3 (1,178 単位) 部分室4 (1,252 単位) 部分室5 (987 単位)	-110 単位 -118 単位 -125 単位 -130 単位 -110 単位
								(二) 経済的ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室の多床室＞【療養型】									部分室1 (987 単位) 部分室2 (987 単位) 部分室3 (1,100 単位) 部分室4 (1,178 単位) 部分室5 (1,252 単位)	-99 単位 -99 単位 -110 単位 -118 単位 -125 単位
(3) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型多床・看護アソシエイト体制＞		(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞【療養型】	部分室1 (987 単位) 部分室2 (1,074 単位) 部分室3 (1,149 単位) 部分室4 (1,225 単位) 部分室5 (987 単位)	-107 単位 -110 単位 -115 単位 -123 単位 -107 単位														
		(二) 経済的ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室の多床室＞【療養型】	部分室1 (987 単位) 部分室2 (987 単位) 部分室3 (1,074 単位) 部分室4 (1,149 単位) 部分室5 (1,225 単位)	-99 単位 -99 単位 -107 単位 -115 単位 -123 単位														
(4) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニタ型特別介護保健施設サービス費＞		(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞	部分室1 (779 単位) 部分室2 (825 単位) 部分室3 (885 単位) 部分室4 (937 単位) 部分室5 (989 単位)	-78 単位 -83 単位 -89 単位 -94 単位 -99 単位														
		(二) 経済的ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室の多床室＞	部分室1 (779 単位) 部分室2 (825 単位) 部分室3 (885 単位) 部分室4 (937 単位) 部分室5 (989 単位)	-78 単位 -83 単位 -89 単位 -94 単位 -99 単位														
		(1) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室＞【基本型】	部分室1 (841 単位) 部分室2 (894 単位) 部分室3 (956 単位) 部分室4 (1,009 単位) 部分室5 (841 単位)	-84 単位 -89 単位 -95 単位 -101 単位 -84 単位													
			(二) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室＞【在宅強化型】	部分室2 (915 単位) 部分室3 (978 単位) 部分室4 (1,039 単位) 部分室5 (1,090 単位)	-92 単位 -98 単位 -104 単位 -109 単位													

注 外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居室における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定	
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 80単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 80単位を加算)	
	(2) 死亡以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)	
	(3) 死亡以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)	
	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)	
	注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)		
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
ニ 再入所時栄養連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ホ 入所後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して進所を念頭に施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定	
ホ 入所後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合 (1回につき 480単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して進所を念頭に施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も適切な支援計画を作成した場合に算定	
ヘ 退所時支援加算(※2)	(1) 退所時支援加算	一) 試行的退所指導加算 (400単位) 二) 退所時情報提供加算 (500単位) 三) 入退所前連携加算(Ⅰ) (600単位) 四) 入退所前連携加算(Ⅱ) (400単位) (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	注 退所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の生活圏に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
ト 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
チ 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定してはならない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
ス ロ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)	
カ 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
サ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健)に限り1日につき 10単位を加算		
ワ かかりつけ医連携業務調整加算(※2)	(1) かかりつけ医連携業務調整加算(Ⅰ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
	(2) かかりつけ医連携業務調整加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)	
	(3) かかりつけ医連携業務調整加算(Ⅲ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
カ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	(2) 特定治療		
ヨ 所定疾患施設療養費(※2)	(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ)	(1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定)	
	(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)	(1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定)	
タ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
レ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
テ 認知症情報提供加算	(1回当たり 350単位を加算)		
ツ 地域連携診療計画情報提供加算(※2)	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)		
ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(※2)	(1月につき 33単位を加算)		
ナ 療養マネジメント加算(※2)	(1) 療養マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき 3単位を加算)	
	(2) 療養マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき 13単位を加算)	
ラ 接せつ支援加算(※2)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	
	(2) 接せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(3) 接せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
ル 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
ク 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
年 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ノ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
オ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×39/1000)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×29/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×16/1000)	
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×21/1000)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×17/1000)	
シ 介護職員等ベースアップ支援加算	(1月につき +所定単位数×6/1000)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

注 外泊時費用	入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
注 試行的遠隔サービス費	入院患者に対して居室における試行的遠隔を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単位数に限る。）			
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
(5) 初期加算	(1日につき +30単位)			
(6) 遠隔時指導等加算 (※3)	(一) 遠隔時指導加算	① 遠隔前訪問指導加算 (入院後1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合 遠隔後の主治医に対して診療情報を提供した場合 居宅介護支援事業者と遠隔前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
		② 遠隔後訪問指導加算 (遠隔後1回を限度に、460単位を算定)		
		③ 遠隔時指導加算 (400単位)		
		④ 遠隔時情報提供加算 (500単位)		
		⑤ 遠隔前連携加算 (600単位)		
		⑥ 訪問看護指導加算 (入院患者1人につき1回を限度として、300単位を算定)		
(7) 居宅要介護改善加算 (※3)	(1月につき 300単位を加算)			
(8) 経口移行加算 (※3)	(1日につき 28単位を加算)			
(9) 経口維持加算(※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算・経口維持加算を算定しない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)		
(10) 口腔衛生管理加算 (※3)	(1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))			
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※3)	(1日につき 10単位を加算)			
(13) 特定診療費 (※3)				
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定しない場合は、算定しない。	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)		
(15) 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入院後7日以内 1日につき200単位を加算)			
(16) 様々な支援加算 (※3)	(1月につき 100単位を加算)			
(17) 安全対策体制加算(※3)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 18単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 6単位を加算)
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)		(1日につき 6単位を加算)
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×26/1,000)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×19/1,000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×10/1,000)		
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×15/1,000)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×11/1,000)		
(21) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×5/1,000)		注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経路特種減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等管理加算を適用しない。
 ※ 一定の要件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合には、(※3)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規準に達しない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施加算	廊下幅が設規基準を満たさない場合	移行計画が未提出である場合	安全管理体制未実施加算	栄養管理の基準を満たさない場合	居住性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (576 単位)	×95/100		-58 単位				
			要介護2 (620 単位)			-62 単位				
		要介護3 (654 単位)	-66 単位							
		要介護4 (707 単位)	-71 単位							
		要介護5 (752 単位)	-75 単位							
		要介護1 (601 単位)	-60 単位							
	b 診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 (647 単位)	-65 単位							
		要介護3 (692 単位)	-69 単位							
		要介護4 (738 単位)	-74 単位							
		要介護5 (785 単位)	-79 単位							
		要介護1 (693 単位)	-69 単位							
		要介護2 (638 単位)	-64 単位							
c 診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護3 (682 単位)	-68 単位								
	要介護4 (728 単位)	-73 単位								
	要介護5 (774 単位)	-77 単位								
	要介護1 (670 単位)	-67 単位								
	要介護2 (714 単位)	-71 単位								
	要介護3 (759 単位)	-76 単位								
d 診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護4 (802 単位)	-80 単位								
	要介護5 (846 単位)	-85 単位								
	要介護1 (699 単位)	-70 単位								
	要介護2 (746 単位)	-75 単位								
	要介護3 (792 単位)	-79 単位								
	要介護4 (837 単位)	-84 単位								
e 診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護5 (884 単位)	-89 単位								
	要介護1 (689 単位)	-69 単位								
	要介護2 (735 単位)	-74 単位								
	要介護3 (781 単位)	-78 単位								
	要介護4 (825 単位)	-83 単位								
	要介護5 (872 単位)	-87 単位								
f 診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (606 単位)	-61 単位								
	要介護2 (548 単位)	-55 単位								
	要介護3 (585 単位)	-59 単位								
	要介護4 (626 単位)	-63 単位								
	要介護5 (665 単位)	-67 単位								
	要介護1 (602 単位)	-60 単位								
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護2 (761 単位)	×95/100	×97/100	-69 単位	診療所療養病床設規基準加算 →60単位	×90/100	-5単位	-14単位	+120単位
		要介護3 (807 単位)			-73 単位					
		要介護4 (852 単位)			-85 単位					
		要介護5 (899 単位)			-90 単位					
		要介護1 (714 単位)			-71 単位					
		要介護2 (761 単位)			-76 単位					
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護3 (807 単位)			-81 単位					
		要介護4 (852 単位)			-85 単位					
		要介護5 (899 単位)			-90 単位					
		要介護1 (705 単位)			-71 単位					
		要介護2 (751 単位)			-75 単位					
		要介護3 (797 単位)			-80 単位					
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護4 (841 単位)	-84 単位								
	要介護5 (887 単位)	-89 単位								
	要介護1 (689 単位)	-69 単位								
	要介護2 (734 単位)	-73 単位								
	要介護3 (778 単位)	-78 単位								
	要介護4 (821 単位)	-82 単位								
(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要介護5 (865 単位)	-87 単位								
	要介護1 (714 単位)	-71 単位								
	要介護2 (761 単位)	-76 単位								
	要介護3 (807 単位)	-81 単位								
	要介護4 (852 単位)	-85 単位								
	要介護5 (899 単位)	-90 単位								
(五) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (705 単位)	-71 単位								
	要介護2 (751 単位)	-75 単位								
	要介護3 (797 単位)	-80 単位								
	要介護4 (841 単位)	-84 単位								
	要介護5 (887 単位)	-89 単位								
	要介護1 (705 単位)	-71 単位								
(六) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護2 (751 単位)	-75 単位								
	要介護3 (797 単位)	-80 単位								
	要介護4 (841 単位)	-84 単位								
	要介護5 (887 単位)	-89 単位								
	要介護1 (705 単位)	-71 単位								
	要介護2 (751 単位)	-75 単位								

注 外泊費用		入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
(5) 居薬薬/スク改善加算(※1)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(6) 経口移行加算(※1)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(7) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	
(8) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 栄養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(10) 在宅復帰支援機能加算(※1)	(1日につき 10単位を加算)		
(11) 特定診療費(※1)			
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入院後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(14) 排せつ支援加算(※1)	(1月につき 100単位を加算)		
(15) 安全対策体制加算(※1)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×10/1000)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×11/1000)	
(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位数×5/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注					
		入院患者の数が入院患者の定員を超えない場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定めた看護職員の員数に10%未満に不足する場合	療養の医師確保計画を定めたもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を乗じて得た数未満である場合	療養の医師確保計画を定めたもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を乗じて得た数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合	高齢のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束・未実施減算	移行計画が未提出である場合	安全管理体制未実施減算	栄養管理の基準を満たさない場合		
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	×70/100		×90/100		×90/100							
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)												
			c 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)												
			d 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)												
			e 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)												
	一般病院	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)												
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)												
			c 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)												
			d 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)												
			e 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)												
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	×70/100				×95/100							
			b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)												
			c 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)												
			d 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ)												
			e 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅴ)												
	一般病院	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)												
			b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)												
			c 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)												
			d 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ)												
			e 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅴ)												
(3) ユニット型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 看護<ユニタ型> 介護<ユニタ型>	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
			b 経過型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
			c ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
			d ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
			e 経過型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
	一般病院	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 看護<ユニタ型> 介護<ユニタ型>	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
			b 経過型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
			c ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
			d ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
			e 経過型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費												
注 外泊時費用	入院患者に対して帰宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定														
注 転科診療時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、転科療養期間において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定														
(4) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)														
(5) 退院時指導等加算(※1)	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定 b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	注												入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	
		注												退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	
(6) 低栄養リスク改善加算(※1)	a 退院時情報提供加算 (500単位) b 退院前連携加算 (500単位)	注												患者介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
(7) 経口移行加算(※1)	(1月につき 28単位を加算)														
(8) 経口維持加算(※1)	(1月につき 400単位を加算)														
(9) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき 90単位を加算)														
(10) 療養食加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))														
(11) 在宅復帰支援機能加算(※1)	(1日につき 10単位を加算)														
(12) 特定診療費(※1)															
(13) 排せつ支援加算(※1)	(1月につき 100単位を加算)														
(14) 安全対策体制加算(※1)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)														
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	注												(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	注												(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	注												(1日につき 6単位を加算)	
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注												(1月につき 十所定単位×26/1000)	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	注												(1月につき 十所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	注												(1月につき 十所定単位×10/1000)	
(17) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注												(1月につき 十所定単位×15/1000)	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	注												(1月につき 十所定単位×11/1000)	
(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 十所定単位×5/1000)														

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※1)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

4 介護医療院サービス

基本部分																									
			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ	(1) I型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) I型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (714 単位)																						
			要介護2 (924 単位)																						
			要介護3 (1,060 単位)																						
			要介護4 (1,161 単位)																						
			要介護5 (1,251 単位)																						
			要介護6 (1,342 単位)																						
	(2) I型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) I型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	要介護1 (704 単位)																						
			要介護2 (812 単位)																						
			要介護3 (1,045 単位)																						
			要介護4 (1,146 単位)																						
			要介護5 (1,233 単位)																						
			要介護6 (1,321 単位)																						
ロ	(1) II型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) II型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (797 単位)																						
			要介護2 (905 単位)																						
			要介護3 (1,029 単位)																						
			要介護4 (1,127 単位)																						
			要介護5 (1,217 単位)																						
			要介護6 (1,308 単位)																						
	(2) II型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) II型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	要介護1 (688 単位)																						
			要介護2 (796 単位)																						
			要介護3 (1,082 単位)																						
			要介護4 (1,183 単位)																						
			要介護5 (1,274 単位)																						
			要介護6 (1,365 単位)																						
ハ	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (653 単位)																						
			要介護2 (748 単位)																						
			要介護3 (854 単位)																						
			要介護4 (1,043 単位)																						
			要介護5 (1,122 単位)																						
			要介護6 (1,203 単位)																						
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (763 単位)																						
			要介護2 (859 単位)																						
			要介護3 (1,085 単位)																						
			要介護4 (1,154 単位)																						
			要介護5 (1,233 単位)																						
			要介護6 (1,314 単位)																						
ニ	(1) ユニットⅠ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニットⅠ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (642 単位)																						
			要介護2 (736 単位)																						
			要介護3 (843 単位)																						
			要介護4 (1,032 単位)																						
			要介護5 (1,111 単位)																						
			要介護6 (1,192 単位)																						
	(2) ユニットⅠ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニットⅠ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	要介護1 (752 単位)																						
			要介護2 (847 単位)																						
			要介護3 (1,054 単位)																						
			要介護4 (1,143 単位)																						
			要介護5 (1,222 単位)																						
			要介護6 (1,303 単位)																						
ホ	(1) ユニットⅡ型介護医療院サービス費<ユニット型個室>	(一) ユニットⅡ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (655 単位)																						
			要介護2 (756 単位)																						
			要介護3 (857 単位)																						
			要介護4 (1,071 単位)																						
			要介護5 (1,157 単位)																						
			要介護6 (1,248 単位)																						
	(2) 経過のユニットⅡ型介護医療院サービス費<ユニット型個室の多床室>	(一) 経過のユニットⅡ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (608 単位)																						
			要介護2 (700 単位)																						
			要介護3 (791 単位)																						
			要介護4 (982 単位)																						
			要介護5 (1,056 単位)																						
			要介護6 (1,146 単位)																						
ヘ	(1) ユニットⅠ型介護医療院サービス費	(一) ユニットⅠ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (842 単位)																						
			要介護2 (951 単位)																						
			要介護3 (1,188 単位)																						
			要介護4 (1,288 単位)																						
			要介護5 (1,379 単位)																						
			要介護6 (1,470 単位)																						
	(2) 経過のユニットⅠ型介護医療院サービス費<ユニット型個室の多床室>	(一) 経過のユニットⅠ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (832 単位)																						
			要介護2 (939 単位)																						
			要介護3 (1,173 単位)																						
			要介護4 (1,271 単位)																						
			要介護5 (1,361 単位)																						
			要介護6 (1,452 単位)																						

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算 (1日につき +30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時等指導加算	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	c 退所時指導加算 (400単位)	
	d 退所時情報提供加算 (500単位)	
e 退所前連携加算 (500単位)		
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ヌ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ル 経口移行加算(※2) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヲ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算Ⅰ (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算Ⅱ (1月につき 100単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算Ⅰを算定していない場合には、算定しない。	
フ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算Ⅰ (1月につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算Ⅱ (1月につき 110単位を加算) 注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
カ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
日 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき 10単位を加算)		
タ 特別診療費(※2)		
レ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療	
ソ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算Ⅰ (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算Ⅱ (1日につき 4単位を加算)	
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ネ 重度認知症患者療養体制加算	(一) 重度認知症患者療養体制加算Ⅰ 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症患者療養体制加算Ⅱ 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
ナ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算Ⅰ (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算Ⅱ (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算Ⅲ (1月につき 20単位を加算)	
ラ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 300単位を加算)		
ム 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ (1月につき 60単位を加算)	
ワ 長期療養生活移行加算(※2) (入所後90日に限り 1日につき60単位を加算)		
キ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ノ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算Ⅰ (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算Ⅱ (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算Ⅲ (1日につき 6単位を加算)	
オ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1月につき +所定単位×26/1,000) (二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1月につき +所定単位×19/1,000) (三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1月につき +所定単位×10/1,000) 注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計	
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1月につき +所定単位×15/1,000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1月につき +所定単位×11/1,000) 注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計	
ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1,000)	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計	

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和4年10月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防訪問入浴介護費
 - 2 介護予防訪問看護費
 - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 4 介護予防居宅療養管理指導費
 - 5 介護予防通所リハビリテーション費
 - 6 介護予防短期入所生活介護費
 - 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
 - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
 - 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)						
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)						
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
	(2) 30分未満 (450単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (283単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分以上の場合 +317単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
	(2) 30分未満 (381単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)												

：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早期・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合						
	介護医療院の場合						
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)							

：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	法 特別地域の介護予防 居宅療養管理指導 加算	法 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	法 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算
イ 要員が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅱ) (在宅療養支援 管理科又は特定施 設入居療養等実学 会管理科を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (288単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 錠剤又は針薬的の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬品の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(注) 特別な薬剤の投薬が行われている住宅の 利用者又は居住者施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学 的管理指導を行った場合 +100単位					
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注	注				
イ 介護予防通所 リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	生活行為向上リ ハビリテーション実 施加算	若年性認知症利 用者受入加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に介 護予防通所リハ ビリテーションを行 う場合	利用を開始した 日の属する月から 起算して12月を 超えた期間に介 護予防通所リハ ビリテーションを行 った場合			
		(2,053単位)								-376単位	-20単位	
	要支援2	(3,999単位)								-752単位	-40単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1								(2,053単位)	-376単位	-20単位
		要支援2								(3,999単位)	-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1								(2,053単位)	-376単位	-20単位
要支援2		(3,999単位)	-752単位	-40単位								
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)												
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)												
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)												
ホ 口腔・栄養スク ーニング加算	(1) 口腔・栄養スクーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) 口腔・栄養スクーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ヘ 口腔機能向上 加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)											
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)											
ト 選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実 施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)										
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)										
	(2) 選択的サービス複数実 施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)										
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向 上 (1月につき 700単位を加算)										
チ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)												
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)												
ヌ サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算)										
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)										
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援2 (1月につき 144単位を加算)										
		要支援1 (1月につき 24単位を加算)										
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)										
ル 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)			注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)										
ロ 介護職員等特定 処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)			注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)										
ハ 介護職員等ベース アップ等支援加算	(1月につき +所定単位×10/1000)				注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計							

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型備室〉	要支援1 (474 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +13単位	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 追加し、個別機能訓練 加算を算定し ている場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (474 単位)														要支援2 (589 単位)	
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型備室〉	要支援1 (555 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入 所事業所が行 う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 追加し、個別機能訓練 加算を算定し ている場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
		(二) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型備室の多床室〉	要支援1 (555 単位)														要支援2 (674 単位)	
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型備室〉	要支援1 (523 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入 所事業所が行 う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 追加し、個別機能訓練 加算を算定し ている場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
		(二) 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型備室の多床室〉	要支援1 (523 単位)														要支援2 (649 単位)	
ハ 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																		
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																		
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																		
ホ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																		
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																		
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																		
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×83/1000)																		
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×60/1000)																		
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×33/1000)																		
ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×27/1000)																		
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×23/1000)																		
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 所定単位×16/1000)																		

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注		
		移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超過する場合 又は 超過する 場合	医師、看護師 、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言語 聴覚士の員数が 基準に満たない 場合	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置してい ない等ユニットア reaにおける体制 が基準に満たない 場合	移動職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理状態緊急対 応加算	新年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (721 単位)	1日につき +46単位										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】											要支援1 (619 単位)
		要支援2 (762 単位)											
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 (610 単位)	1日につき +34単位										
	要支援2 (768 単位)												
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (658 単位)	1日につき +46単位										
	要支援2 (817 単位)												
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)										1日につき +240単位
		要支援2 (725 単位)											
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)	1日につき +46単位										
	要支援2 (778 単位)												
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)										1日につき +240単位
		要支援2 (725 単位)											
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)	1日につき +46単位										
	要支援2 (778 単位)												
(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (564 単位)	1日につき +240単位										
	要支援2 (706 単位)												
b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (598 単位)	1日につき +46単位											
要支援2 (752 単位)													
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (621 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (782 単位)	1日につき +46単位										
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】											要支援1 (666 単位)
		要支援2 (828 単位)											
	c 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 (621 単位)	1日につき +34単位										
	要支援2 (782 単位)												
	d 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)	1日につき +46単位										
	要支援2 (828 単位)												
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										1日につき +240単位
		要支援2 (810 単位)											
	b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)	1日につき +46単位										
	要支援2 (810 単位)												
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										1日につき +240単位
		要支援2 (810 単位)											
	b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)	1日につき +46単位										
	要支援2 (810 単位)												
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (608 単位)	1日につき +240単位										
	要支援2 (764 単位)												
b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (608 単位)	1日につき +46単位											
要支援2 (764 単位)													

注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)	
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)	
(3) 総合医字管理加算		(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	(二) 特定治療		
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)	
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×8/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	介護を行う職員が介護を行う場合		介護を行う職員が介護を行う場合		介護を行う職員が介護を行う場合		介護を行う職員が介護を行う場合		介護を行う職員が介護を行う場合		介護を行う職員が介護を行う場合		介護を行う職員が介護を行う場合		介護を行う職員が介護を行う場合		介護を行う職員が介護を行う場合			
	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合	介護を行う職員が介護を行う場合		
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)	8 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型療養>	要支援1 (536 単位)																	
		9 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型A>	要支援1 (564 単位)																	
		10 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3) <従来型療養>	要支援2 (672 単位)																	
		11 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(4) <従来型療養>	要支援1 (554 単位)																	
		12 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(5) <多床型>	要支援2 (691 単位)																	
		13 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(6) <多床型>	要支援1 (593 単位)																	
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2)	14 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(7) <従来型療養>	要支援1 (626 単位)																	
		15 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(8) <療養機能強化型A>	要支援2 (784 単位)																	
		16 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(9) <従来型療養>	要支援1 (614 単位)																	
		17 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(10) <多床型>	要支援2 (772 単位)																	
		18 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(11) <従来型療養>	要支援1 (504 単位)																	
		19 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(12) <多床型>	要支援2 (631 単位)																	
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3)	20 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(13) <従来型療養>	要支援1 (519 単位)																		
	21 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(14) <多床型>	要支援2 (647 単位)																		
	22 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(15) <多床型>	要支援1 (563 単位)																		
	23 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(16) <多床型>	要支援2 (712 単位)																		
	24 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(17) <多床型>	要支援1 (581 単位)																		
	25 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(18) <多床型>	要支援2 (730 単位)																		
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)	26 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型療養>	要支援1 (545 単位)																	
		27 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(2) <多床型>	要支援2 (681 単位)																	
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(2)	28 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(3) <従来型療養>	要支援1 (603 単位)																	
		29 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(4) <多床型>	要支援2 (761 単位)																	
	(三) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(3)	30 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(5) <従来型療養>	要支援1 (545 単位)																	
		31 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(6) <多床型>	要支援2 (681 単位)																	
(3) ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)	32 ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型療養>	要支援1 (619 単位)																	
		33 ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型A>	要支援2 (779 単位)																	
	(二) ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2)	34 ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3) <ユニット型療養>	要支援1 (648 単位)																	
		35 ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型A>	要支援2 (808 単位)																	
	(三) ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3)	36 ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(5) <ユニット型療養>	要支援1 (638 単位)																	
		37 ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(6) <療養機能強化型B>	要支援2 (798 単位)																	
(四) 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)	38 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(7) <ユニット型療養の多床型>	要支援1 (619 単位)																		
	39 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(8) <療養機能強化型A>	要支援2 (779 単位)																		
(五) 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2)	40 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(9) <ユニット型療養の多床型>	要支援1 (648 単位)																		
	41 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(10) <療養機能強化型A>	要支援2 (808 単位)																		
(六) 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3)	42 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(11) <ユニット型療養の多床型>	要支援1 (638 単位)																		
	43 経過のユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(12) <療養機能強化型B>	要支援2 (798 単位)																		
(4) ユニットの病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニットの病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養>	要支援1 (619 単位)																		
	(二) 経過のユニットの病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養の多床型>	要支援2 (779 単位)																		
(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																			
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)																		
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)																		
(7) 特定診療費																				
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を加算)																		
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 18単位を加算)																		
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を加算)																		
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき 所定単位×26/1,000)																		
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき 所定単位×19/1,000)																		
	(三) 介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき 所定単位×10/1,000)																		
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1)	(1月につき 所定単位×15/1,000)																		
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2)	(1月につき 所定単位×11/1,000)																		
(11) 介護職員等処遇改善加算	(1月につき 所定単位×5/1,000)																			

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師待機費減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (519 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (652 単位)						
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (547 単位)						
			要支援2 (679 単位)						
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (538 単位)						
			要支援2 (670 単位)						
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (577 単位)							
		要支援2 (731 単位)							
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (610 単位)							
		要支援2 (764 単位)							
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (599 単位)							
		要支援2 (753 単位)							
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)	×97/100						
		要支援2 (576 単位)							
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (526 単位)								
	要支援2 (664 単位)								
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (603 単位)							
		要支援2 (759 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (630 単位)							
		要支援2 (787 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (621 単位)							
		要支援2 (777 単位)							
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (603 単位)								
	要支援2 (759 単位)								
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (630 単位)								
	要支援2 (787 単位)								
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (621 単位)								
	要支援2 (777 単位)								
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算									
(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)									
(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算									
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)									
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算									
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)									
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)									
(8) 介護職員等特定処遇改善加算									
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)									
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
: 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目									

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (831 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 (997 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (941 単位)						
			要支援2 (1,099 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (767 単位)					
				要支援2 (941 単位)					
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (826 単位)						
			要支援2 (1,021 単位)						
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (745 単位)						
			要支援2 (912 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (804 単位)						
			要支援2 (994 単位)						
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		-12単位
				要支援2 (896 単位)					
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (791 単位)					
				要支援2 (977 単位)					
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (671 単位)					
				要支援2 (835 単位)					
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (780 単位)					
				要支援2 (940 単位)					
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>				要支援1 (577 単位)					
				要支援2 (742 単位)					
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (637 単位)								
	要支援2 (822 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 (1,120 単位)						
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)						
			要支援2 (1,120 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)					
			要支援2 (1,048 単位)						
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)						
			要支援2 (1,048 単位)						
								×97/100	

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)	
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		活動を行う職員の数または職員がいない場合	利用者の数又は入所者の数に合算しない利用者を含む場合	医師、看護師、介護職員、介護士等の数及び看護士を含む場合	看護士が不足している場合	活動のユニットが「介護」または「介護」以外のユニットである場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合			
(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (590 単位)																					
		要介護2 (726 単位)																					
	b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (652 単位)																					
		要介護2 (810 単位)																					
	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (579 単位)																					
		要介護2 (716 単位)																					
	b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (640 単位)																					
		要介護2 (798 単位)																					
	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (563 単位)																					
		要介護2 (700 単位)																					
	b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (623 単位)																					
		要介護2 (781 単位)																					
(2) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (562 単位)																					
		要介護2 (698 単位)																					
	b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (624 単位)																					
		要介護2 (771 単位)																					
	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (546 単位)																					
		要介護2 (671 単位)																					
	b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (608 単位)																					
		要介護2 (755 単位)																					
	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (535 単位)																					
		要介護2 (660 単位)																					
	b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (597 単位)																					
		要介護2 (744 単位)																					
(3) Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (536 単位)																					
		要介護2 (665 単位)																					
	b Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (593 単位)																					
		要介護2 (743 単位)																					
	a Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (510 単位)																					
		要介護2 (629 単位)																					
	b Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (569 単位)																					
		要介護2 (709 単位)																					
	(4) ユニタ型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニタ型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要介護1 (673 単位)																				
			要介護2 (834 単位)																				
		b 経過のユニタ型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要介護1 (673 単位)																				
			要介護2 (834 単位)																				
a ユニタ型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費		要介護1 (663 単位)																					
		要介護2 (824 単位)																					
b 経過のユニタ型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費		要介護1 (663 単位)																					
		要介護2 (824 単位)																					
(5) ユニタ型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)		a ユニタ型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要介護1 (688 単位)																				
			要介護2 (838 単位)																				
		b 経過のユニタ型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要介護1 (688 単位)																				
			要介護2 (838 単位)																				
	a ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要介護1 (630 単位)																					
		要介護2 (782 単位)																					
b 経過のユニタ型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要介護1 (630 単位)																						
	要介護2 (782 単位)																						
a ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要介護1 (656 単位)																						
	要介護2 (797 単位)																						
b 経過のユニタ型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要介護1 (656 単位)																						
	要介護2 (797 単位)																						
(7) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																							
(8) 緊急時施設診察費 (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を加算)																							
(9) 認知症専門ケア加算 (一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																							
(10) 特別診察費 (82)																							
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月ににつき 22単位を加算																					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日ににつき 18単位を加算																					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日ににつき 8単位を加算																					
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月ににつき 上認定率2.29/1000																					
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月ににつき 上認定率2.19/1000																					
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月ににつき 上認定率2.10/1000																					
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月ににつき 上認定率2.15/1000																					
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月ににつき 上認定率2.11/1000																					
	(三) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	1月ににつき 上認定率2.05/1000																					
(14) 介護職員等一時的な支援加算 (1月ににつき 上認定率2.5/1000)																							

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等管理加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合には、(82)を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数が 基準を満たさない 場合	身体拘束禁止未 実施減算	広帯域利用上乗 換加算(Ⅰ)	広帯域利用上乗 換加算(Ⅱ)	個別機能訓練 加算(Ⅰ)	個別機能訓練 加算(Ⅱ)	居宅生活認知症 患者受入加算	医療機関連携加 算	口腔衛生管理特 例加算	口腔・栄養スク リーニング加算	科学的介護推進 体制加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが 行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (182 単位)	×70/100		-18単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限 定)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合は、 1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +20単位 (6月に1回を 限定)	1月につき +40単位		
	要支援2 (311 単位)														
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 56単位)		×70/100													指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,116単位 ・1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2のみを限る) 3,355単位 指定通所介護 ・要支援1 1,531単位 ・要支援2 3,064単位 介護予防訪問看護及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能 向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が対象) 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準 を適用とする。 ※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。 ※通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
ホ 介護職員 処遇改善 加算				(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)		注 所定単位は、イからニまでより算定した単位数の合計					
ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000)		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)				注 所定単位は、イからニまでより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等 特定処遇 改善加算				(1) 加につき +所定単位×15/1000						注 所定単位は、イからニまでより算定した単位数の合計					

※ 原簿額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 寝しずり座面 特殊寝台 特殊寝台付家具 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排渣処理装置	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (※1:指定介護予防福祉用具貸与に した費用の額を当該事業所の所在地に選 択される1単位の単位で割って得た単位 数)	交通費に相当する額を事業所の所在地 に適用される1単位の単位で割 って得た単位数を加算 (※2:費用の総額に占める費の 100/1008を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当 する額を事業所の所在地に適用される 1単位の単位で割って得た単位数を加 算 (※3:費用の総額に占める費の 1/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当 する額を事業所の所在地に適用される1 単位の単位で割って得た単位数を加算 (※4:費用の総額に占める費の 2/3を限度)

【注】：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付家具、特殊寝台、特殊寝台付家具、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排渣処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和4年10月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注								
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	×98/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
		要介護2 (10,168 単位)									-62単位						
		要介護3 (16,883 単位)									-111単位						
		要介護4 (21,357 単位)									-184単位						
		要介護5 (25,829 単位)									-233単位						
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)									事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位
		要介護2 (12,985 単位)									-91単位						
		要介護3 (19,821 単位)									-141単位						
		要介護4 (24,434 単位)									-216単位						
		要介護5 (29,601 単位)									-322単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,697 単位)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位									
	要介護2 (10,168 単位)								-62単位								
	要介護3 (16,883 単位)								-111単位								
	要介護4 (21,357 単位)								-184単位								
	要介護5 (25,829 単位)								-233単位								
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)																	
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であつて訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)																	
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																	
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)																
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)																
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)																
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)																
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)																
ス 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)																
ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算前の単位数を算入

【脚注】

- 単位数算定記号の説明
 - ±○○単位 ⇒ 所定単位数 ± ○○単位
 - 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 - ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 - +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,800単位)			事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

基本部分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18																																																														
	12時間以上24時間未満 24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費	24時間以上の認知症対応型通所介護費																																																														
1) 認知症対応型通所介護費(1)	一) 3時間以上4時間未満 1) 1 (542 単位) 2) 2 (596 単位) 3) 3 (652 単位) 4) 4 (707 単位) 5) 5 (761 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																													
																				二) 4時間以上5時間未満 1) 1 (623 単位) 2) 2 (682 単位) 3) 3 (741 単位) 4) 4 (797 単位) 5) 5 (855 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																									
																																								三) 5時間以上6時間未満 1) 1 (704 単位) 2) 2 (772 単位) 3) 3 (840 単位) 4) 4 (908 単位) 5) 5 (976 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																					
																																																												四) 6時間以上7時間未満 1) 1 (825 単位) 2) 2 (900 単位) 3) 3 (975 単位) 4) 4 (1050 単位) 5) 5 (1125 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
																																																																																五) 7時間以上8時間未満 1) 1 (946 単位) 2) 2 (1030 単位) 3) 3 (1114 単位) 4) 4 (1198 単位) 5) 5 (1282 単位)
	六) 8時間以上9時間未満 1) 1 (1067 単位) 2) 2 (1160 単位) 3) 3 (1253 単位) 4) 4 (1346 単位) 5) 5 (1439 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																													
																				二) 4時間以上5時間未満 1) 1 (500 単位) 2) 2 (540 単位) 3) 3 (580 単位) 4) 4 (620 単位) 5) 5 (660 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																									
																																								三) 5時間以上6時間未満 1) 1 (589 単位) 2) 2 (638 単位) 3) 3 (687 単位) 4) 4 (736 単位) 5) 5 (785 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																					
																																																												四) 6時間以上7時間未満 1) 1 (678 単位) 2) 2 (736 単位) 3) 3 (794 単位) 4) 4 (852 単位) 5) 5 (910 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
																																																																																五) 7時間以上8時間未満 1) 1 (767 単位) 2) 2 (834 単位) 3) 3 (901 単位) 4) 4 (968 単位) 5) 5 (1035 単位)
	六) 8時間以上9時間未満 1) 1 (856 単位) 2) 2 (923 単位) 3) 3 (990 単位) 4) 4 (1057 単位) 5) 5 (1124 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																													
																				1) 3時間以上4時間未満 1) 1 (266 単位) 2) 2 (276 単位) 3) 3 (286 単位) 4) 4 (294 単位) 5) 5 (304 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																									
2) 4時間以上5時間未満 1) 1 (279 単位) 2) 2 (299 単位) 3) 3 (318 単位) 4) 4 (338 単位) 5) 5 (358 単位)																																								×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																						
																																																											3) 5時間以上6時間未満 1) 1 (311 単位) 2) 2 (326 単位) 3) 3 (341 単位) 4) 4 (356 単位) 5) 5 (371 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100		
																																																																															4) 6時間以上7時間未満 1) 1 (352 単位) 2) 2 (372 単位) 3) 3 (392 単位) 4) 4 (412 単位) 5) 5 (432 単位)	×63/100
	5) 7時間以上8時間未満 1) 1 (403 単位) 2) 2 (428 単位) 3) 3 (453 単位) 4) 4 (478 単位) 5) 5 (503 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																													
																				6) 8時間以上9時間未満 1) 1 (454 単位) 2) 2 (484 単位) 3) 3 (514 単位) 4) 4 (544 単位) 5) 5 (574 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																									

※ 事業所は、それからより算出した単位数の合計

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注
		登録者が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合又は	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 (10,423 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100
		要介護2 (15,318 単位)					
		要介護3 (22,283 単位)					
		要介護4 (24,593 単位)					
		要介護5 (27,117 単位)					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,391 単位)					
		要介護2 (13,802 単位)					
		要介護3 (20,076 単位)					
		要介護4 (22,158 単位)					
		要介護5 (24,433 単位)					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (570 単位)						
	要介護2 (638 単位)						
	要介護3 (707 単位)						
	要介護4 (774 単位)						
	要介護5 (840 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)							
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ)					
		(2) 認知症加算(Ⅱ)					
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)							
へ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)							
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)					
		(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)					
		(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)					
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)							
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)							
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)							
ル 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)					
		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)					
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)							
フ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)							
カ サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)			
				(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)			
				(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)			
		(2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)			
				(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)			
				(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)			
ヨ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計		
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)			
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)			
タ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計		
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)			
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算				(1月につき +所定単位×17/1000)	注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計		

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注													
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (764 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -86単位 -79単位 -81単位 -83単位 -84単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算											
		要介護2 (800 単位)										1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位							
		要介護3 (823 単位)										1日につき +50単位	1日につき +25単位									
		要介護4 (840 単位)																				
		要介護5 (858 単位)																				
	要介護1 (787 単位)																					
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護2 (811 単位)										×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -86単位 -79単位 -81単位 -83単位 -84単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算		
		要介護3 (827 単位)																			1日につき +50単位	1日につき +25単位
		要介護4 (844 単位)																			1日につき +50単位	1日につき +25単位
		要介護5 (862 単位)																				
要介護1 (792 単位)																						
要介護2 (828 単位)																						
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護3 (853 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -86単位 -79単位 -81単位 -83単位 -84単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算												
	要介護4 (869 単位)										1日につき +50単位	1日につき +25単位										
	要介護5 (886 単位)										1日につき +50単位	1日につき +25単位										
	要介護1 (780 単位)																					
	要介護2 (816 単位)																					
要介護3 (840 単位)																						
(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護4 (857 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -86単位 -79単位 -81単位 -83単位 -84単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算												
	要介護5 (873 単位)										1日につき +50単位	1日につき +25単位										
	要介護1 (792 単位)										1日につき +50単位	1日につき +25単位										
	要介護2 (828 単位)																					
	要介護3 (853 単位)																					
要介護4 (869 単位)																						
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定																			
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)																				
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)																				
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)																				
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)																				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)																					
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 39単位を加算)																				
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 49単位を加算)																				
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 59単位を加算)																				
ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))																					
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)																				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)																				
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)																				
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)																				
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)																					
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)																					
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																					
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)																					
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)																				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)																				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																				
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計																			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)																				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)																				
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計																			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)																				
コ 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×23/1000)																					

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護・介護職員の人数が基準に満たない場合	身体拘束等による処置	介護支援費(1)	介護支援費(2)	生活機能向上費(1)	生活機能向上費(2)	認知症対応型加算(1)	認知症対応型加算(2)	AIC維持等加算(1)	AIC維持等加算(2)	夜間看護体制加算	在宅居入居者受入加算	緊急時対応加算	認知症管理体制加算	認知症ケアアップ加算					
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (542 単位)	x70/100	-54単位	1日につき +56単位	1日につき +22単位	1月につき +10単位 (3月に1回を超過)	1月につき +200単位 ※付加、認知症対応型加算を算定しない場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1日につき +20単位 (6月に1回を超過)					
	要介護2 (609 単位)																				
	要介護3 (679 単位)																				
	要介護4 (744 単位)																				
	要介護5 (813 単位)																				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (542 単位)	x70/100	-54単位	1日につき +56単位	1日につき +22単位	1月につき +10単位 (3月に1回を超過)	1月につき +200単位 ※付加、認知症対応型加算を算定しない場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1日につき +20単位 (6月に1回を超過)					
	要介護2 (609 単位)																				
	要介護3 (679 単位)																				
	要介護4 (744 単位)																				
	要介護5 (813 単位)																				
ハ 退院・退所待機加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)																			
ニ 看護員加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)看護員加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前3日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)																			
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)																			
	(2)看護員加算(Ⅱ)	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 690単位を加算)																			
		(4) 死亡日 (1日につき 1200単位を加算)																			
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前3日以上45日以下 (1日につき 3単位を加算)																			
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 672単位を加算)																			
ヘ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)																			
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1) 死亡日 22単位を加算																			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)																			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																			
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×92/1000)	所定単位は、イからイまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×90/1000)																			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×33/1000)																			
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×18/1000)	注																		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)	所定単位は、イからイまでにより算定した単位数の合計																		
ニ 介護職員等ベースアップ等 処遇加算	(1月につき +所定単位×15/1000)	注																			
		所定単位は、イからイまでにより算定した単位数の合計																			

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
			介護職員1人1時間あたり	介護職員2人1時間あたり	介護職員3人1時間あたり	介護職員4人1時間あたり	介護職員5人1時間あたり	介護職員6人1時間あたり	介護職員7人1時間あたり	介護職員8人1時間あたり	介護職員9人1時間あたり	介護職員10人1時間あたり	介護職員11人1時間あたり	介護職員12人1時間あたり	介護職員13人1時間あたり	介護職員14人1時間あたり	介護職員15人1時間あたり	介護職員16人1時間あたり	介護職員17人1時間あたり	介護職員18人1時間あたり	介護職員19人1時間あたり	介護職員20人1時間あたり	介護職員21人1時間あたり	介護職員22人1時間あたり	介護職員23人1時間あたり	介護職員24人1時間あたり	介護職員25人1時間あたり	介護職員26人1時間あたり	介護職員27人1時間あたり	介護職員28人1時間あたり	介護職員29人1時間あたり	介護職員30人1時間あたり						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(1) ＜夜間定員＞	介護職員1 (582 単位)																																				
		介護職員2 (651 単位)																																				
		介護職員3 (722 単位)																																				
		介護職員4 (792 単位)																																				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(2)	介護職員1 (661 単位)																																					
	介護職員2 (651 単位)																																					
	介護職員3 (722 単位)																																					
	介護職員4 (880 単位)																																					
ユニコム等施設密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(1)	介護職員1 (661 単位)																																					
	介護職員2 (730 単位)																																					
	介護職員3 (803 単位)																																					
	介護職員4 (874 単位)																																					
施設密着型ユニコム型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護＜ユニコム施設型＞	介護職員1 (661 単位)																																					
	介護職員2 (730 単位)																																					
	介護職員3 (803 単位)																																					
	介護職員4 (874 単位)																																					
施設密着型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(1)	介護職員1 (676 単位)																																					
	介護職員2 (742 単位)																																					
	介護職員3 (812 単位)																																					
	介護職員4 (883 単位)																																					
施設密着型ユニコム型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(2)	介護職員1 (676 単位)																																					
	介護職員2 (742 単位)																																					
	介護職員3 (812 単位)																																					
	介護職員4 (883 単位)																																					
施設密着型ユニコム型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(1)	介護職員1 (748 単位)																																					
	介護職員2 (813 単位)																																					
	介護職員3 (885 単位)																																					
	介護職員4 (952 単位)																																					
施設密着型ユニコム型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(2)	介護職員1 (748 単位)																																					
	介護職員2 (813 単位)																																					
	介護職員3 (885 単位)																																					
	介護職員4 (952 単位)																																					

※ 安全管理体制未実施減算については令和2年10月1日から、安全管理体制未実施でない減算については令和4年4月1日から適用する。

8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合又は従業者の人数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪化看護等による看護保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に看護保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,438 単位) 要介護2(17,403 単位) 要介護3(24,464 単位) 要介護4(27,747 単位) 要介護5(31,386 単位) 要介護1(11,206 単位) 要介護2(15,680 単位) 要介護3(22,042 単位) 要介護4(25,000 単位) 要介護5(28,278 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(570 単位) 要介護2(637 単位) 要介護3(705 単位) 要介護4(772 単位) 要介護5(838 単位)								-925単位	-925単位	-30単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)												
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)										
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき 500単位を加算)										
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ヘ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)										
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 50単位を加算)										
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))										
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき 150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき 160単位(月2回を限度))										
ル 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 600単位を加算)										
ヲ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 574単位を加算)										
ツ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき 250単位を加算)										
カ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 2,000単位を加算)										
コ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 2,500単位を加算)										
ク 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ケ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ク 構造化マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 構造化マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき 3単位を加算) (2) 構造化マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき 13単位を加算)										
ク 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき 20単位を加算)										
ケ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
ナ サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 12単位を加算)										
ラ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき 102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき 74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき 41/1000)										
ム 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき 15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき 12/1000)										
マ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき 17/1000)										

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り	利用者の状態 に よ り			
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1)	1) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1) (日常生活上 の自立支援)	2) 3時間以上4時間未満	基本単位 (474 単位) 基本配 (525 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		3) 4時間以上5時間未満	基本単位 (498 単位) 基本配 (550 単位)																						
		4) 5時間以上6時間未満	基本単位 (740 単位) 基本配 (828 単位)																						
		5) 6時間以上7時間未満	基本単位 (759 単位) 基本配 (849 単位)																						
		6) 7時間以上8時間未満	基本単位 (859 単位) 基本配 (959 単位)																						
		7) 8時間以上9時間未満	基本単位 (886 単位) 基本配 (980 単位)																						
	2) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1) (日常生活上 の自立支援)	1) 3時間以上4時間未満	基本単位 (429 単位) 基本配 (475 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100
		2) 4時間以上5時間未満	基本単位 (448 単位) 基本配 (497 単位)																						
		3) 5時間以上6時間未満	基本単位 (668 単位) 基本配 (742 単位)																						
		4) 6時間以上7時間未満	基本単位 (683 単位) 基本配 (761 単位)																						
		5) 7時間以上8時間未満	基本単位 (771 単位) 基本配 (862 単位)																						
		6) 8時間以上9時間未満	基本単位 (796 単位) 基本配 (889 単位)																						

サービス提供 標準化加算	(1) サービス提供標準化加算 介護職員処遇改善加算(1) (1) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(2) (2) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(3) (3) 2020年 228,200円	サービス提供標準化加算(1) (1) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(2) (2) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(3) (3) 2020年 228,200円
介護職員処遇 改善加算	(1) サービス提供標準化加算 介護職員処遇改善加算(1) (1) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(2) (2) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(3) (3) 2020年 228,200円	サービス提供標準化加算(1) (1) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(2) (2) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(3) (3) 2020年 228,200円
介護職員処遇 改善加算	(1) サービス提供標準化加算 介護職員処遇改善加算(1) (1) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(2) (2) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(3) (3) 2020年 228,200円	サービス提供標準化加算(1) (1) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(2) (2) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(3) (3) 2020年 228,200円
サービス提供 標準化加算	(1) サービス提供標準化加算 介護職員処遇改善加算(1) (1) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(2) (2) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(3) (3) 2020年 228,200円	サービス提供標準化加算(1) (1) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(2) (2) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(3) (3) 2020年 228,200円
サービス提供 標準化加算	(1) サービス提供標準化加算 介護職員処遇改善加算(1) (1) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(2) (2) 2020年 228,200円 介護職員処遇改善加算(3) (3) 2020年 228,200円	サービス提供標準化加算(1) (1) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(2) (2) 2020年 228,200円 サービス提供標準化加算(3) (3) 2020年 228,200円

※算定方法は介護保険法第43条第1項第1号の2第1号イに規定する。サービス提供標準化加算(1)は、サービス提供標準化加算(1)の算定額にサービス提供標準化加算(2)の算定額を加算し、サービス提供標準化加算(1)の算定額にサービス提供標準化加算(3)の算定額を加算し、サービス提供標準化加算(2)の算定額にサービス提供標準化加算(3)の算定額を加算して算定する。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,948 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)						
		要支援2 (6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (423 単位)						
		要支援2 (529 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)						
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))						
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)						
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)						
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))						
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)						
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)					
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)					
		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)						
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)						
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)						
ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×17/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (760 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (748 単位)								
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (776 単位)								
注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を加算)								
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)								
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)									
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)									
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)									
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)								
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)								
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)								
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×23/1000)									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。